

介護報酬

1 リハビリテーション提供体制加算 (H30 改正事項)

基準

イ 指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

【大臣基準告示 第 24 の 2 イ】

事例

- ✓ 通所リハビリテーションのサービス提供時間帯を通じて理学療法士等の配置がない日に、加算を算定している。

指導・ポイント

- 「常時、当該事業所に配置されている」とは、各利用者のケアプランに位置づけられたサービス提供時間帯を通じて配置されていることをいう。
- 常時、理学療法士等が配置されていない日については加算を算定しないこと。

2 リハビリテーションマネジメント加算 (I) (II) (III) (H30 改正事項)

基準

(4) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか 1 以上の指示を行うこと。

(5) (4) における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が (4) に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

【大臣基準告示 第 25 イ(4)(5)】

⑥ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して 3 月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載すること。

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 8 (10)⑥】

事例

- ✓ 医師からの指示を受けているものの、明確に記録されていない。
- ✓ 事業所の医師が利用者に対して 3 月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合に、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載していない。

指導・ポイント

- 医師の指示を明確に記録すること。
- リハビリテーション計画の見直しの都度、3 月以上のリハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、継続利用が必要な理由、その他介護サービスの併用と移行の見通しを計画書の特記事項欄に記載すること。

3 リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) (H30 改正事項)

基準

(3) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告すること。

【大臣基準告示 第 25 口 (3)】

事例

✓ 記録上、医師への報告内容が不明瞭である。

指導・ポイント

➤ 医師への報告は明瞭に行い、またその記録も正確に記載すること。

4 リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅲ) (H30 改正事項)

基準

(2) 通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

【大臣基準告示 第 25 ハ (2)】

事例

✓ 記録上、医師が利用者又はその家族に対して説明した内容が不明瞭である。

指導・ポイント

➤ 医師が計画について利用者又はその家族に対して説明した内容を明確に記録すること。

5

リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (H30 改正事項)

基準

事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は別紙様式 2-1 及び別紙様式 2-2 「リハビリテーション計画書」を活用し、また、アセスメントに基づき、目標、実施期間、リハビリテーションの具体的な内容、リハビリテーションの提供頻度、提供時間、リハビリテーション提供中の具体的な対応等について検討し、リハビリテーション計画を作成すること。(後略)

【リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について (平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 2 号) 第 1 (1) ②ロ】

事例

- ✓ 国が示している様式と大幅に異なるリハビリテーション計画書等の様式を使用している。

指導・ポイント

- 「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」(平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 2 号) の通知に基づき、同様式例に準拠して、必要事項を網羅した計画書等の様式を使用すること。

6

運動器機能向上加算 (予防通リハのみ)

基準

オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね 1 月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて運動器機能向上計画の修正を行うこと。

【報酬告示留意事項通知 別紙 1 第 2 の 6 (5) ③オ】

事例

- ✓ 利用者の短期目標の達成状況について、モニタリングを行っていない。

指導・ポイント

- 当該短期目標について、おおむね 1 月間ごとにモニタリングを実施し、その記録を残すこと。